

幼児教育・保育の無償化について

令和4年3月17日

内閣府

幼児教育・保育の無償化に関する国と地方の協議の経緯

平成29年12月8日	「新しい経済政策パッケージ」(閣議決定)
平成30年6月15日	「経済財政運営と改革の基本方針2018」(閣議決定)
11月21日、 12月3日	教育の無償化に関する国と地方の協議 議題：国と地方の負担割合、財政措置 (地方側) 全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長 他 (政府側) 内閣府特命担当大臣(少子化対策)、文部科学大臣、厚生労働大臣、総務大臣
12月25日	幼児教育・保育の無償化に関する協議の場 幹事会(第1回) (地方側) 全国知事会が推薦する知事、全国市長会が推薦する市長、全国町村会が推薦する町村長 (政府側) 内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長
12月28日	「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(関係閣僚合意)
平成31年2月14日	幼児教育・保育の無償化に関する協議の場 幹事会(第2回)
令和元年5月10日	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立
8月2日	幼児教育・保育の無償化に関する協議の場 幹事会(第3回)
10月31日	幼児教育・保育の無償化に関する協議の場 議題：無償化の施行状況 (地方側) 全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長 (政府側) 内閣府特命担当大臣(少子化対策)、文部科学大臣、厚生労働大臣
令和2年2月3日	幼児教育・保育の無償化に関する協議の場 幹事会(第4回)
9月16日	幼児教育・保育の無償化に関する協議の場 幹事会(第5回)
令和3年3月2日	幼児教育・保育の無償化に関する協議の場 幹事会(第6回) 議題： ・幼児教育・保育の無償化の施行状況について ・幼児教育・保育の無償化の対象とならない多様な集団活動等への支援の在り方について ・認可外保育施設の質の確保・向上に向けた取組について
令和4年3月17日	幼児教育・保育の無償化に関する協議の場 幹事会(第7回) 議題： ・幼児教育・保育の無償化の施行状況について ・認可外保育施設の無償化に係る2年後を目途とする検討について ・幼児教育・保育の無償化の対象とならない多様な集団活動等への支援について

市町村実務検討チームを計13回、都道府県・市町村WGを計13回開催

幼児教育・保育の無償化（概要）

生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策の観点を鑑み、「新しい経済政策パッケージ」等を踏まえ、令和元年10月より実施。

- 3～5歳の保育所等の利用料を無償化等を実施（下記参照）。対象人数は約300万人。
- 財源は、国と地方で適切な役割分担をすることが基本であり、消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保。（令和元年度は事業費・事務費ともに全額国費で負担、事務費は令和2年度も全額国費、令和3～5年度も一部全額国費、令和3年度以降の事務費は地方財政措置）（令和4年度予算案は事業費8,858億円（公費））
- 幼児教育・保育の無償化に関する様々な課題について、PDCAサイクルを行うため、国と地方自治体による協議（知事会・市長会・町村会から推薦された首長等がメンバー）を継続して実施。

＜無償化前＞

施設等の種類	認定区分		歳児クラス	保育料 (月額)
特定教育・保育施設	教育・保育給付	1号	3歳～5歳 (施設型給付を受ける幼稚園、認定こども園)	所得に応じて徴収 (最大25,700円)
		2号	共働き家庭等の3歳～5歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収 (平均37,000円)
		3号	共働き家庭等の0歳～2歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収 (平均42,000円)
私学助成園等			3歳～5歳 (施設型給付を受けない幼稚園等)	所得に応じて還付 (最大25,700円)
認可外保育施設等			共働き家庭等の3歳～5歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収
			共働き家庭等の0歳～2歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収



＜無償化後＞

認定区分		保育料 (月額)	
教育・保育給付	1号	所得にかかわらず 0円（不徴収）	+
	2号	所得にかかわらず 0円（不徴収）	
	3号	市町村民税非課税世帯は 0円（不徴収）	
施設等利用給付 (新設)	1号	所得にかかわらず 25,700円を上限に給付 ※保育料が上限額を上回る場合の差額は引き続き保護者の負担	+
	2号	所得にかかわらず 37,000円を上限に給付 ※保育料が上限額を上回る場合の差額は引き続き保護者の負担	
	3号	市町村民税非課税世帯は 42,000円を上限に給付 ※保育料が上限額を上回る場合の差額は引き続き保護者の負担	

預かり保育事業を実施していない場合や十分な実施水準ではない場合、預かり保育事業利用料の残額の範囲で認可外保育施設等の利用が可能

預かり保育事業等利用料 (月額)
所得にかかわらず 11,300円を上限に給付 ※共働き家庭等の場合のみ

所得にかかわらず 11,300円を上限に給付 ※共働き家庭等の場合のみ
--

幼児教育・保育の無償化に係る国と地方の所要額について
(令和4年度予算案)

区分			国・地方合計（億円）			
			国	都道府県	市町村	
施設型給付 (地域型保育給付含む)	<新制度> 保育所・幼稚園等	私立	5,106	2,553	1,276	1,276
		公立	2,038	-	-	2,038
子育てのための 施設等利用給付	施設型給付を受けない幼稚園等		1,067	535	266	266
	認可外保育施設等		313	156	79	79
	預かり保育事業		333	167	83	83
合計			8,858	3,410	1,705	3,743

<備考>

- ・四捨五入により、端数において合計とは一致しない。
- ・所要額は、「新しい経済政策パッケージ」に基づく、幼児教育・無償化の予算案である。

幼児教育・保育の無償化の施行状況について（令和3年4月時点）

1. 特定教育・保育施設等の数及び対象子ども数

（1）特定教育・保育施設等の数

	①幼保連携型認定こども園 (地方裁量型認定こども園含む)	②施設型給付を受ける 幼稚園 (幼稚園型認定こども園含む)	③保育所 (保育所型認定こども園含む)	④地域型保育事業	合計
施設・事業数	6,175	5,706	23,896	7,342	43,119

（2）教育・保育給付認定を受けて無償化の対象となる子ども数

認定区分	子ども数(人)	主な利用施設等
第1号	582,284	認定こども園、施設型給付を受ける幼稚園
第2号	1,644,246	認定こども園、保育所
第3号	136,187	認定こども園、保育所、地域型保育事業
合計	2,362,717	

2. 特定子ども・子育て支援施設等の数及び対象子ども数

（1）特定子ども・子育て支援施設等の数

	施設型給付を受けない幼稚園等 (特別支援学校を含む)	幼稚園等の 預かり保育事業	認可外保育施設等 ^{*1}	合計
施設・事業数	3,512	13,782	26,719	44,013

*1：認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の合計

（2）施設等利用給付認定を受けて無償化の対象となる子ども数

認定区分	子ども数(人)	主な利用施設等
第1号	469,042	施設型給付を受けない幼稚園等
第2号	318,659 ^{*2}	認定こども園又は幼稚園+幼稚園等の預かり保育事業、認可外保育施設等
第3号	5,588 ^{*2}	認定こども園又は幼稚園+幼稚園等の預かり保育事業、認可外保育施設等
合計	793,289	

*2：「施設等利用給付認定子ども（第2号、第3号）」の利用者には、「教育・保育給付認定子ども（第1号）」で預かり保育事業等を利用する子どもが含まれる。

<出典>

- 1(1)：①内閣府「認定こども園に関する状況について」（令和3年4月1日現在）
 ②【公立】文部科学省「令和3年度 学校基本調査（確定値）」（令和3年5月1日現在）
 【私立（新制度）】文部科学省「令和3年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況等調査」（令和3年4月1日現在）
 ③④厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」（令和3年4月1日現在）
 1(2)、2：内閣府調べ（公立・私立：令和3年4月1日現在）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令案（概要）

改正の趣旨

子育てのための施設等利用給付（施設等利用費）の支給に関する施設等の事務について、令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）等を踏まえ、負担軽減のための見直しを行う。

改正の概要

○概要

- ・特定子ども・子育て支援提供者が、施設等利用費を法定代理受領する場合に義務付けられている、保護者及び市町村に対する「特定子ども・子育て支援提供証明書」の交付を、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部（これらの施設における預かり保育事業も含む。）については不要とする。

【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第57条】

- ・月途中での入退園等の場合における、施設等利用費（月額）の日割り計算の基礎日数について、現行規定では「開所日数」としているところ、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部※の場合には「その月の平日の日数」、認可外保育施設等の場合は「その月の日数」とする。

※これらの施設における預かり保育事業（1月の利用日数が26日未満）は、現行通り、450円×利用日数を支給上限月額とする。

【子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第59条の2第2項】

○施行期日等

- ・令和4年4月1日施行 ※施行日以後に行われる特定子ども・子育て支援について適用。

※公布日：令和4年3月下旬（予定）